

## 「長崎県離島振興計画（素案）」に対し意見表明

～「共に生き、共に育む社会」実現に向け、自助・公助の周知等に関し意見を表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部長崎損保会（会長：山内 亮 損害保険ジャパン株式会社長崎支店長）では、2023年1月19日付で公表された「長崎県離島振興計画（素案）」の意見募集に対し、2月10日付で意見表明を行いました。

当該計画は離島振興法の規定にもとづき、長崎県の離島振興対策実施地域について、今後の振興方向、講じようとする諸施策を明らかにするものです。

長崎損保会では、全国一の離島県である長崎県の「しまの振興なくして長崎県の発展なし」との考えに賛同する一方、自然災害等により住家が被災したとしても、離島において安心して住み続けることができるよう公助・自助の充実・周知策について、次の意見表明をしております。

### 《主な意見内容》

#### P1 第1章 第1節 計画の意義

##### 【意見内容】

P2 第2節「離島の役割」にも記載されているように、離島の役割は、近年ますます重要性が増しているものと考えております。長崎県においては「県人口の約9%、全国の法指定有人島人口の約30%を占めており、全国一の離島県である本県では、『しまの振興なくして長崎県の発展なし』との考えのもと、離島地域の振興を県政の最重要課題のひとつに位置付けている」ことにつき、賛同いたします。

#### P21 第1章 第15節 防災対策の推進

##### 【意見内容】

「水害・土砂災害・高波・高潮・海岸浸食・津波等の自然災害に弱いため、安全な国土を形成し民生の安定を図る対策を積極的に推進していく。」とする県の方針、第15節中の各具体的ハード・ソフトの対策、また「地震等への対策については、人命確保と避難路確保に向けた施策として、防災情報の提供に加え、民間住宅への耐震診断・耐震改修への助成制度の利用促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の耐震改修により、安全な地域の形成を図る。」とする県方針に賛同いたします。

なお、基本理念にもあるように「島の人口減少に歯止めをかける」ためには、上記記載の自然災害等により住家が被災したとしても、離島において安心して住み続けることができるよう、被災者生活再建支援制度（公助）、自助努力による被災住宅の早期復興・復旧施策に関する充実・周知策や、23頁の記載のとおり「共に生き、共に育む社会の実現」をお願いいたします。